

## 岐阜県美濃市における「高校生向け独占禁止法教室」の開催について

令和5年11月8日  
公正取引委員会事務総局  
中部事務所

公正取引委員会は、将来を担う高校生に対し、早い段階で独占禁止法の役割を理解してもらうため、これまで全国各地の高等学校において、当委員会の職員による「高校生向け独占禁止法教室」を開催しています。

このたび、公正取引委員会では、その一環として、同教室を下記のとおり開催することとしました。

なお、今回の独占禁止法教室は、オンライン方式により実施します。

### 記

- 日時 令和5年11月15日（水）  
2時限目 9：50～10：40  
6時限目 14：20～15：10
- 対象者 岐阜県立武義高等学校 第2学年、第3学年
- 講師 公正取引委員会事務総局 中部事務所職員
- 内容 独占禁止法による競争政策の推進

※ 今回の独占禁止法教室は、授業中のカメラ撮影、傍聴取材が可能です。御希望の場合には、上記開催日時の前日15時まで（土日祝祭日を除く。）に、以下の問い合わせ先に御連絡ください。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局中部事務所 総務課

電話 052-961-9421（直通）

ホームページ [https://www.jftc.go.jp/regional\\_office/chubu/](https://www.jftc.go.jp/regional_office/chubu/)

# 独占禁止法教室のご案内

公正取引委員会では、将来を担う学生が、身近な消費生活を中心に経済活動の意義を理解することができるよう、必要な知識を身につけていただくため、経済の基本ルールである独占禁止法の役割について学んでいただくことが大変に有益であると考えています。

そこで、公正取引委員会の職員を学校の授業に講師として派遣し、市場経済の仕組みや競争の重要性等について、分かりやすく説明する「独占禁止法教室」を開催しています。

## ◆ 独占禁止法教室の授業内容

- ゲーム形式
- グループディスカッション形式
- 事例紹介
- 模擬立入検査・模擬事情聴取
- 公正取引委員会職員による経験談 等

生徒自身が考えながら、競争の重要性、独占禁止法を学習できます。

生徒自身が体験することによって、公正取引委員会の仕事を理解できます。

- ※ 授業構成は、学校様の御要望をお伺いした上、決定いたします。
- ※ 独占禁止法教室は、学校様の都合に沿うよう、時期、内容及び方法等について調整・検討しますので、お気軽にご連絡ください。
- ※ 講師謝金・交通費等の経費は、一切必要ありません。

## ◆ 独占禁止法教室の授業風景



## ◆ 独占禁止法教室の感想

- 企業が競争をしているから消費者が安くて質のいい商品が買えることが分かった。(生徒)
- 企業が競争をやめてカルテルを結ぶと私たちの暮らしにどのような影響が及ぶのかが分かった。(生徒)
- 独占禁止法がどれだけ大切な法律なのか知ることができた。(生徒)
- ルールの大切さが生徒にも伝わったと思います。(先生)

## ◆ 独占禁止法教室の実績（全国）

年度	中学校	高校	大学
R2年度	29校	9校	96校
R3年度	34校	23校	116校
R4年度	51校	29校	140校

### 【お問い合わせ先】

公正取引委員会事務総局中部事務所  
 総務課 担当：林、奥田  
 TEL 052-961-9421（直通）

令和5年度における中部事務所の独占禁止法教室開催実績  
(高等学校及び中学校)

番号	開催日	学校名
1	令和5年6月15日、19日	愛知県立古知野高等学校 第3学年
2	令和5年10月20日	岐阜県立坂下高等学校 第1学年

令和4年度における中部事務所の独占禁止法教室開催実績  
(高等学校及び中学校)

番号	開催日	学校名
1	令和4年9月7日	愛知県立古知野高等学校 第2学年
2	令和4年10月14日	三重県立四日市南高等学校 第1～第3学年(受講希望者)
3	令和4年10月21日	岐阜県立坂下高等学校 第1学年
4	令和4年12月8日	富山県立高岡商業高等学校 第3学年
5	令和4年12月20日	豊川市立一宮中学校 第3学年
6	令和5年1月12日	磐田市立豊岡中学校 第3学年